

判定及び判定保留の基準とその運用指針

○ 判定及び判定保留の基準

適合	短期大学としてふさわしい水準にあり、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていることから、短期大学基準を満たしている。
不適合	重要な事項において問題があり短期大学としてふさわしい水準になく、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていないことから、短期大学基準を満たしていない。
保留	重要な事項において問題があり、短期大学基準を満たしていないが、問題の改善に向けた取り組み又は計画があり、近い将来における改善が期待できる。

○ 運用指針

基本

「不適合」判定又は判定を「保留」する判断は、「是正勧告」を提言した問題のうち、特に重大性があるものについて、改善に向けた取り組み状況等を総合的に考慮することで行う。重大性の判断及び改善に向けた取り組み状況等の考慮については、以下1及び2を指針とする。

1. 問題の重大性

- 「是正勧告」が下記の何れかに該当し、短期大学としてふさわしい教育の水準及び質の確保を困難にする問題を特に重大なものとする（法令事項に限らない）。
 - ▶ その問題によって、学生は学位に見合う教育を受けることができない。
 - ▶ その問題によって、当該短期大学の教育研究活動の安定的・継続的な実施が見通せない。
 - ▶ 他の重大な問題の原因となるなど、教育の質や短期大学の運営等に与える影響が大きい。
- 「短期大学基準」の基準ごと（基準10は「(1) 大学運営」及び「(2) 財務」ごと）の評定がCであっても、そのみをもって直ちに「不適合」又は「保留」と

しない。

2. 改善に向けた取り組み状況等の考慮

- 改善に向けた取り組み状況を総合的に考慮した結果、近い将来の改善が期待できる場合は、「不適合」と判定せず判定を「保留」する。その際、将来的な改善計画を考慮する場合は、再評価時までの改善の蓋然性を重視する。
- 上記に関わらず、近い将来の改善が期待できる問題であっても、問題の重大性に鑑みて、判定を「保留」せず「不適合」とすることも検討する。

運用にあたっての留意点

特に重大性が高い問題とは何であるかをあらかじめ全て指針化することは困難であり、事例ごとの判断が必要となる。ただし、想定されるいくつかの問題事項（内部質保証の機能、学生の定員管理（学科）、専任教員数及び財務状況）については、運用上の留意点があらかじめ明確にできるため、それぞれ以下の通り定める。

（1）内部質保証の機能（基準2）

特に重大な「是正勧告」事項が存在し、またその改善の見込みが立っていない状況にあるとき、それは、内部質保証の体制や手続が十分に整備されていない又はその運用に大きな問題があることと関連している場合がある。その際は、そうした内部質保証の機能にも重大な問題があるとして「是正勧告」を付し、その「是正勧告」を「不適合」又は「保留」の理由の一つとすることも適当である。ただし、内部質保証の組織体制、手続やその運用実態を確認し、機能不全を具体的事実として指摘できる場合に限ることとし、単純に複数の重大な「是正勧告」が存在することのみをもって内部質保証の機能不全を結論しない。

（2）学生の定員管理（学科）（基準5）

特定の学科だけでなく、短期大学士課程全体として著しい収容定員の超過又は未充足の状況にあり、かつ、教育を行う環境や財務等の事項にも影響しそれらでも特に重大な「是正勧告」事項が認められる場合、「不適合」又は判定保留を判断する。

《特に重大な定員超過・未充足》

- ◆ 収容定員の超過については、教育を行う環境等の条件を著しく損なわせるなどの弊害が指摘できる場合。
- ◆ 収容定員の未充足については、0.80 を下回る場合。このうち、0.50 を下回るものについては、「不適合」を検討する要素の一つとする。

《判断対象となる時点》

- ◆ 短期大学認証評価実施前年度の数値（「短期大学基礎データ」上の数値）が上記指針に該当する場合は、短期大学認証評価実施年度の状況も加味して判断する。

(3) 専任教員数（基準6）

下記について、法令上定められる数を満たしていない場合は、「不適合」又は「保留」とする。

- ・ 学科ごとの専任教員数
- ・ 同教授数
- ・ 短期大学士課程全体の必要専任教員数
- ・ 同教授数

《「不適合」に相当する場合》

- ◆ 下記の何れかに当たる場合は、「不適合」とする。
 - ・ 不足する状態が、短期大学認証評価実施前年度の「短期大学基礎データ」基準日ですでに1年以上継続したものであり、かつ公募又はこれに相当する手続を進めていない場合。
 - ・ 不足又は超過する数が相当数にのぼる場合。
- ◆ 上記のほか、不正な意図又は特に重大な過失によって不足又は超過を生じさせている場合に、「不適合」とすることがある。

《判断対象となる時点》

- ◆ 短期大学認証評価実施前年度の数値（「短期大学基礎データ」上の数値）が上記指針に該当する場合は、短期大学認証評価実施年度の状況も確認する。なお、この場合の「短期大学認証評価実施年度の状況」とは、「評価結果（委員会案）」に対する意見申立時点までの状況を言う。

《教員不足における「改善」の判断》

- ◆ 教員不足が問題である場合、着任の事実をもって数を満たしたものとする。

- そのため、着任は意見申立以後であるが、着任日は決定しかつ手続上も着任が確実である（例えば、本人からの就任承諾書が存在するなどの事実がある）場合は、「改善」とは取り扱わないものの「改善の蓋然性」がある場合として取り扱い、判定は「保留」とする。

《例外》

- ◆ 専任教員数の不足について、不慮の事故その他の突発的な理由によって生じたものであって、短期大学に問題を帰しえない場合は、「不適合」又は「保留」としないこともある。

（４）財務状況（基準 10（２））

財務上の問題によって教育を行う環境や教員の配置等に関し何らかの問題（「改善課題」相当のものを含む）が生じており、かつ今後の大学運営にも重大な懸念がある場合は、「不適合」又は「保留」とする。

《不適合の判定》

- ◆ 「不適合」と判定するか判定を「保留」するかは、財務改善計画の具体性と実現可能性から判断するものとし、短期大学認証評価後 3 年のうちに、その後の改善を見通すまでに至らないと判断される場合は、「不適合」を判定する。

再評価における本運用指針の適用

「評価結果」で提言された全ての「改善課題」事項及び「是正勧告」事項について、改善状況を評価し、「適合」又は「不適合」を判定する。具体的には、下記の通り。

- a) 特に重大性のある問題がない、又は重大性のある問題があっても近い将来に改善される蓋然性が高い場合は、適合と判定する。
- b) 「是正勧告」を提言すべき事項があり、かつそれが特に重大なものであって改善の蓋然性がない場合は、「不適合」とする。

なお、「適合」と判定するか「不適合」と判定するかに関わらず、「基礎要件に係る評価の指針」に照らすなどにより「改善課題」又は「是正勧告」に相当する問題があれば、「改善課題」又は「是正勧告」を付し、必要な改善を提言する。

《再評価における定員管理の取り扱い（短期大学士課程）》

[定員超過]

下記2点の何れにも該当し、かつ改善の蓋然性が低い場合は、「不適合」を判定する。

- a) 短期大学認証評価実施後2カ年度の収容定員超過率（短期大学士課程全体）が、少なくとも1年度で是正勧告相当の状況（数値が短期大学認証評価時を下回る場合を含む）にある。
- b) 教育を行う環境や財務などの他事項にも影響（将来的なものも含む）を与え、それらの事項でも特に重大な「是正勧告」事項が現に認められ、かつ改善の蓋然性がない。

[定員未充足]

下記2点の何れにも該当し、かつ改善の蓋然性が低い場合は、「不適合」を判定する。

- a) 短期大学認証評価実施後2カ年度の収容定員充足率（短期大学士課程全体）が、少なくとも1年度で0.50に満たない。
- b) 教育を行う環境や財務などの他事項にも影響（将来的なものも含む）を与え、それらの事項でも特に重大な「是正勧告」事項が現に認められ、かつ改善の蓋然性がない。

以上